

保守条件書

1 保守対象及び内容

(1) 保守対象

要求仕様書「機器等の仕様」に掲げる連続帳票断裁機とする。

(2) 保守内容

保守対象機器の修理、部品交換及び定期点検（半年に1回）とする。

(3) その他

保守作業後、要求仕様書「機器等の仕様」に掲げる連続帳票断裁機の正常動作を確認すること。

2 業務の時間

(1) 大分県の勤務時間（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く午前8時30分から午後5時15分）とする。

(2) 大分県が指定する電算処理日については、月5回午後8時00分まで対応するものとする。

(3) (2)の電算処理日については、前月に送付する「月間処理スケジュール」を確認の上、夜間の作業体制を確保すること。

3 保守作業の対応期間及び場所

保守担当業者が行う保守作業の対応期間及び場所は次のとおりとする。

(1) 対応期間及び場所

保守作業は、原則、大分県の職員が、保守担当業者に対して保守作業の連絡を行った日（以下「連絡日」という。）に、連続帳票断裁機の設置場所に訪問し対応を行う。ただし、2(1)については、大分県からの連絡が午後5時以降となった場合、翌日の対応とすることができる。

4 保守作業経費

故障した機器の原形復旧に要する部品・機材・修繕費等、保守業者が機器の設置場所までの移動に要する往復の交通費、輸送費等は、全て賃料に含む。

5 保守業務の対象外とする事項

次に掲げる事項については、本仕様書に基づく保守業務の対象外とする。

(1) 大分県の故意又は過失により発生した故障

(2) 天災地変等大分県又は保守業者いずれの責めに帰することができない事由により発生した故障

(3) 大分県の都合による機器の移設

6 保守作業の確認

保守担当業者は、「3 保守作業の対応期間及び場所」の保守作業を終了したときは、大分県の職員の作業終了検査を受け、別添様式「作業報告書」を大分県総務部税務課税務電算班へ提出しなければならない。

7 機器設置の場所

借入機器は、次の場所に設置する。

〒870-8501

住所：大分県大分市大手町3-1-1 大分県庁 新館9階 補助機械室

電話：097-506-2392（ダイヤルイン）